第二十二条の六十九第五項第一号中「応じ」を「応じ」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第三号の上欄のイに掲げる航空機騒音障害防止特別地区内である場合　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法第八条第一項若しくは第九条第二項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産をこれらの規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定空港の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

ロ　当該譲渡資産の所在地が法第六十五条の七第一項の表の第三号の上欄のロに掲げる第二種区域内である場合　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第九条第二項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産を同項の規定により買い取つたものである旨又は同条第一項に規定する特定飛行場の設置者の当該譲渡資産に係る補償金を同項の規定により支払つたものである旨を証する書類

第二十二条の六十九第五項第一号ハ中「の所在地が当該第二種区域内」を「を防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第五条第二項の規定により買い取つたものである旨又は当該譲渡資産に係る補償金を同条第一項の規定により支払つたもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　表の第二号の下欄に掲げる資産　次に掲げる買換資産の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ　建物（その附属設備を含む。）、構築物又は機械及び装置　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める書類

(1)　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市長の当該買換資産の所在地が市街化区域及び既成市街地等以外の地域内である旨を証する書類

(2)　当該買換資産の所在地が三鷹市等の区域以外の地域内である場合　当該買換資産の所在地を管轄する市町村長の当該買換資産の所在地が市街化区域以外の地域内である旨を証する書類

ロ　土地等　イに定める書類及び当該土地等の所在する地域内の農業委員会の当該土地等の面積が表の第二号の上欄に掲げる土地等に係る面積を超えるもの又は当該買換資産である土地等が当該連結親法人若しくはその連結子法人が所有権、賃借権若しくは使用貸借による権利を有する土地に隣接するものである旨を証する書類

第二十二条の六十九第五項を同条第四項とし、同条第六項中「第四項の」を「前二項の」に、「同項第三号及び第四号」を「第三項第三号」に改め、「同項の書類」の下に「及び前項第一号ロに定める書類」を加え、「土地等が」を「土地等の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項第一号中「買換資産が施行令第三十九条の百六第十一項」を「買換資産（施行令第三十九条の百六第十一項に規定する買換資産をいう。次号及び第三号において同じ。）が同項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同項を同条第十項とし、同条第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項を同条第十二項とする。

第二十二条の七十五第二号中「条約相手国等」の下に「（次号において「条約相手国等」という。）」を加え、「第百三十九条に規定する条約」を「第百三十九条第一項に規定する租税条約」に改め、「をいう」の下に「。次号において同じ。」を加え、同条第三号中「第三十九条の百十二の二第三項第四号」を「第三十九条の百十二の二第三項第六号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　施行令第三十九条の百十二の二第一項第三号に掲げる金額が、法第六十八条の八十八第十八項第三号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額であること及び第一号の申立てに係る条約相手国等との間の租税条約に規定する協議の対象であることを明らかにする書類

第三章に次の一条を加える。

（連結法人の連結国外所得金額の計算の特例）

第二十二条の八十三　法第六十八条の百七の二第十項において準用する法第六十八条の八十八第六項に規定する財務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　法第六十八条の百七の二第一項に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の内容を記載した書類として次に掲げる書類

イ　当該内部取引に係る資産の明細及び役務の内容を記載した書類

ロ　当該内部取引において法第六十八条の百七の二第一項の連結法人の本店等（同項に規定する本店等をいう。以下この号において同じ。）及び国外事業所等（同項に規定する国外事業所等をいう。以下この号において同じ。）が果たす機能並びに当該内部取引において当該連結法人の本店等及び国外事業所等が負担するリスク（為替相場の変動、市場金利の変動、経済事情の変化その他の要因による当該内部取引に係る利益又は損失の増加又は減少の生ずるおそれをいう。）に係る事項を記載した書類

ハ　法第六十八条の百七の二第一項の連結法人の本店等又は国外事業所等が当該内部取引において使用した無形固定資産その他の無形資産の内容を記載した書類

ニ　当該内部取引に該当する資産の移転、役務の提供その他の事実を記載した契約書又はこれに相当する書類

ホ　当該内部取引に係る対価の額とした額の設定の方法及び当該設定に係る交渉の内容を記載した書類

ヘ　法第六十八条の百七の二第一項の連結法人の本店等及び国外事業所等の当該内部取引に係る損益の明細を記載した書類

ト　当該内部取引に係る市場に関する分析その他当該市場に関する事項を記載した書類

チ　法第六十八条の百七の二第一項の連結法人の国外事業所等の業務の内容を記載した書類

リ　当該内部取引と密接に関連する他の取引（他の内部取引を含む。）の有無及びその内容を記載した書類

二　法第六十八条の百七の二第一項の連結法人が内部取引に係る独立企業間価格（同項に規定する独立企業間価格をいう。以下この号において同じ。）を算定するための書類として次に掲げる書類

イ　法第六十八条の百七の二第二項の規定により法第六十六条の四の三第二項に規定する方法に準じて独立企業間価格を算定する場合における当該連結法人が選定した同項に規定する算定の方法及びその選定の理由を記載した書類その他当該連結法人が独立企業間価格を算定するに当たり作成した書類（ロに掲げる書類を除く。）

ロ　第二十二条の十第一項第二号ロからホまでに掲げる書類に準ずる書類

第二十三条の五の二第三項中「第四十条の四の二第二項に」を「第四十条の四の二第三項に」に、「第五項第一号及び第七項」を「以下この条」に、「第七十条の二第七項」を「第七十条の二第八項」に、「第五項から第七項まで」を「以下この条」に改め、同項各号を次のように改める。

一　耐震基準（法第七十条の二第二項第三号に規定する耐震基準をいう。以下この条において同じ。）に適合するものであることにつき施行令第四十条の四の二第三項の証明を受けようとする家屋　当該家屋の登記事項証明書（当該家屋が同条第一項各号のいずれかに該当することが当該登記事項証明書に記載された事項によつて明らかでないときは、当該登記事項証明書及び同項各号のいずれかに該当することを明らかにする書類）及び当該家屋が耐震基準に適合する旨を証する書類で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの